



鳥取県公報

平成 29 年 6 月 13 日 (火)
号外第 5 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ **病院局管理規程** 鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程 (5) (総務課) 2

病 院 局 管 理 規 程

鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成29年6月13日

鳥取県営病院事業管理者 中 林 宏 敬

鳥取県病院局管理規程第5号

鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局組織規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																		
<p>(病院の内部組織の設置)</p> <p>第5条 次の表の第1欄に掲げる病院ごとに、同表の第2欄に掲げる局、室及びセンターを置き、その事務を所掌させるため、同表の第3欄に掲げる科、室、部及び課を置き、鳥取県立中央病院医療局の内科及び放射線科の事務を所掌させるため、同表の第4欄に掲げる室を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">略</th> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">鳥取県立厚生 病院</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">地域連携セ ンター</td> <td style="text-align: center;">がん相談支援室</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">臨床研修・ 教育センタ ー</td> <td></td> </tr> </table> <p>(病院の所掌事務)</p> <p>第6条 病院の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">略</th> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">臨床研修セン ター</td> <td style="width: 80%;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 臨床研修医の管理監督に関すること。 2 臨床研修支援センターの管理に関すること。 3 臨床研修に関する文書及び記録の作成並びに整理保管に関すること。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">臨床研修・教 育センター</td> <td style="text-align: center;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 臨床研修医の管理監督に関すること。 2 医学又は医療を専攻する学生（看護学生を除く。）の教育に関すること。 3 臨床研修・教育センターの管理に関すること。 4 臨床研修及び学生の教育に関 </td> </tr> </table>	略			鳥取県立厚生 病院	略			地域連携セ ンター	がん相談支援室		臨床研修・ 教育センタ ー		略		臨床研修セン ター	<ol style="list-style-type: none"> 1 臨床研修医の管理監督に関すること。 2 臨床研修支援センターの管理に関すること。 3 臨床研修に関する文書及び記録の作成並びに整理保管に関すること。 	臨床研修・教 育センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 臨床研修医の管理監督に関すること。 2 医学又は医療を専攻する学生（看護学生を除く。）の教育に関すること。 3 臨床研修・教育センターの管理に関すること。 4 臨床研修及び学生の教育に関 	<p>(病院の内部組織の設置)</p> <p>第5条 次の表の第1欄に掲げる病院ごとに、同表の第2欄に掲げる局、室及びセンターを置き、その事務を所掌させるため、同表の第3欄に掲げる科、室、部及び課を置き、鳥取県立中央病院医療局の内科及び放射線科の事務を所掌させるため、同表の第4欄に掲げる室を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">略</th> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">鳥取県立厚生 病院</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">地域連携セ ンター</td> <td style="text-align: center;">がん相談支援室</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(病院の所掌事務)</p> <p>第6条 病院の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">略</th> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">臨床研修セン ター</td> <td style="width: 80%;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 臨床研修医の管理監督に関すること。 2 臨床研修支援センターの管理に関すること。 3 臨床研修に関する文書及び記録の作成並びに整理保管に関すること。 </td> </tr> </table>	略			鳥取県立厚生 病院	略			地域連携セ ンター	がん相談支援室				略		臨床研修セン ター	<ol style="list-style-type: none"> 1 臨床研修医の管理監督に関すること。 2 臨床研修支援センターの管理に関すること。 3 臨床研修に関する文書及び記録の作成並びに整理保管に関すること。
略																																			
鳥取県立厚生 病院	略																																		
	地域連携セ ンター	がん相談支援室																																	
	臨床研修・ 教育センタ ー																																		
略																																			
臨床研修セン ター	<ol style="list-style-type: none"> 1 臨床研修医の管理監督に関すること。 2 臨床研修支援センターの管理に関すること。 3 臨床研修に関する文書及び記録の作成並びに整理保管に関すること。 																																		
臨床研修・教 育センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 臨床研修医の管理監督に関すること。 2 医学又は医療を専攻する学生（看護学生を除く。）の教育に関すること。 3 臨床研修・教育センターの管理に関すること。 4 臨床研修及び学生の教育に関 																																		
略																																			
鳥取県立厚生 病院	略																																		
	地域連携セ ンター	がん相談支援室																																	
略																																			
臨床研修セン ター	<ol style="list-style-type: none"> 1 臨床研修医の管理監督に関すること。 2 臨床研修支援センターの管理に関すること。 3 臨床研修に関する文書及び記録の作成並びに整理保管に関すること。 																																		

<p>する文書及び記録の作成並びに整理保管に関すること。</p>	
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>(職制)</p>	<p>(職制)</p>
<p>第8条 略</p>	<p>第8条 略</p>
<p>2～4 略</p>	<p>2～4 略</p>
<p>5 前項の長の職務を補佐し、長に事故がある場合にその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、病院に副院長を、医療局、医療技術局及び事務局に副局長を、看護局に副局長及び看護師長を、薬剤部に副部長を、医療安全対策室、感染防止対策室、医療情報管理室、職員支援室、血液浄化室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室、新生児集中治療室及びがん相談支援室に副室長を、新病院建設推進室に室長補佐を、手術センター、中央手術センター、救命救急センター、ハイケアセンター、周産期母子センター、地域連携センター、がん相談支援センター、臨床研修センター、<u>臨床研修・教育センター</u>、糖尿病教育センター、脳卒中センター及び心臓病センターに副センター長を置くことができる。</p>	<p>5 前項の長の職務を補佐し、長に事故がある場合にその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、病院に副院長を、医療局、医療技術局及び事務局に副局長を、看護局に副局長及び看護師長を、薬剤部に副部長を、医療安全対策室、感染防止対策室、医療情報管理室、職員支援室、血液浄化室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室、新生児集中治療室及びがん相談支援室に副室長を、新病院建設推進室に室長補佐を、手術センター、中央手術センター、救命救急センター、ハイケアセンター、周産期母子センター、地域連携センター、がん相談支援センター、臨床研修センター、糖尿病教育センター、脳卒中センター及び心臓病センターに副センター長を置くことができる。</p>
<p>6・7 略</p>	<p>6・7 略</p>

附 則

この規程は、平成29年6月15日から施行する。